第十七条の二の表の上欄中「法第六十六条第一項に規定する販売業者等をいう。以下この表において同じ。）」に改め、同表の下欄中「法第六十六条第一項に規定する」を削り、同表に次のように加える。

販売業者等の子法人等、販売業者等を子法人等とする親法人等、販売業者等を子法人等とする親法人等の子法人等（当該販売業者等、当該販売業者等の子法人等及び当該販売業者等を子法人等とする親法人等を除く。）又は販売業者等の関連法人等	その者による当該販売業者等が行う特定商取引に係る業務に対する指示、協力その他の関与に関する事項

備考

一　「親法人等」とは、他の法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体をいう。以下この表において同じ。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この号において「意思決定機関」という。）を支配している法人等として主務省令で定めるものをいい、「子法人等」とは、親法人等によりその意思決定機関を支配されている他の法人等をいう。この場合において、親法人等及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、その親法人等の子法人等とみなす。

二　「関連法人等」とは、法人等が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等（子法人等を除く。）として主務省令で定めるものをいう。

第十九条第一項中「、第八条」を「から第八条の二まで」に、「、第三十九条」を「から第三十九条の二まで」に、「、第四十七条」を「から第四十七条の二まで」に、「、第五十七条」を「から第五十七条の二まで及び」に、「及び第五十八条の十三」を「から第五十八条の十三の二まで」に、「並びに第六十六条第一項」を「、第六十六条第一項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に、「及び第四項」を「、第六十六条の二並びに第六十六条の五第一項及び第二項」に改め、同条第二項中「及び第十五条」を「から第十五条の二まで」に、「並びに第六十六条第一項」を「、第六十六条第一項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に、「及び第四項」を「、第六十六条の二並びに第六十六条の五第一項及び第二項」に改め、同条第三項中「及び第二十三条」を「から第二十三条の二まで」に、「及び第六十六条第一項」を「、第六十六条第一項」に改め、「第三項まで」の下に「、第六十六条の二並びに第六十六条の五第一項及び第二項」を加え、同条第七項中「、第七条、第八条」を「から第八条の二まで」に、「、第十五条」を「から第十五条の二まで」に、「、第二十二条、第二十三条」を「から第二十三条の二まで」に、「、第三十九条」を「から第三十九条の二まで」に、「、第四十七条」を「から第四十七条の二まで」に、「、第五十七条」を「から第五十七条の二まで」に、「、第五十八条の十三又は」を「から第五十八条の十三の二まで」に、「同条第六項」を「同条第五項」に、「若しくは第四項」を「、第六十六条の二又は第六十六条の五第一項若しくは第二項」に改める。

第二十条第一項第一号中「、第七条、第八条」を「から第八条の二まで」に、「及び第六十六条第一項」を「、第六十六条の二並びに第六十六条の五第一項及び第二項」を加え、同項第二号中「、第十五条」を「から第十五条の二まで」に、「、第六十六条の二並びに第六十六条第一項」に改め、「第三項まで」の下に「、第六十六条の二並びに第六十六条の五第一項及び第二項」を加え、同項第三号中「、第二十二条、第二十三条」を「から第二十三条の二まで」に、「及び第六十六条第一項」を「、第六十六条第一項」に改め、「第三項まで」の下に「、第六十六条の二並びに第六十六条の五第一項及び第二項」を加え、同項第四号中「、第五十八条の十三」を「から第五十八条の十三の二まで」に、「及び第六十六条第一項」に改め、「第三項まで」の下に「、第六十六条の二並びに第六十六条の五第一項及び第二項」を加え、同条第二項第一号中「、第七条、第八条」を「から第八条の二まで」に、「、第四十七条」を「から第四十七条の二まで」に、「、第三十九条」を「から第三十九条の二まで」に、「、第五十七条」を「から第五十七条の二まで」に、「、第五十八条の十三」を「から第五十八条の十三の二まで」に、「同条第六項」を「同条第五項」に、「及び第四項」を「、第六十六条の二並びに第六十六条の五第一項及び第二項」を「から第十五条の二まで」に、「同条第六項」を「同条第五項」に、「及び第四項」を「、第六十六条の二並びに第六十六条の五第一項及び第二項」に改め、同項第三号中「、第二十二条、第二十三条」を「から第二十三条の二まで」に、「、第六十六条第一項」を「、第六十六条の二並びに第六十六条の五第一項及び第二項」に改め、「第三項まで」の下に「、第六十六条の二並びに第六十六条の五第一項及び第二項」を加える。

附則第二項を次のように改める。

2　法第二十六条第一項第八号ニの政令で定める販売又は役務の提供は、第五条に規定するもののほか、保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第二条第七項第一号ホ(7)に規定する認可特定保険業者が同法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十二条の十一第一項に規定する事業又は業務として行う商品の販売又は役務の提供とする。この場合においては、第五条の二の規定を準用する。

附則第三項中「第二十六条第三項第二号」を「第二十六条第四項第二号」に改める。

別表第二第四号中「商品の」を削り、同表第五号中「同条第三十五項に規定する」の下に「信用格付業に係る」を加え、「同項に規定する」を「同項各号に掲げる業務に係る特定権利の販売若しくは」に、「同条第一項に規定する」を「同条第二項に規定する適格機関投資家等特例業務に係る特定権利の販売又は」に改め、「同条第十一項に規定する」の下に「紛争解決等業務に係る」を加え、同表第七号、第八号、第十八号、第二十号、第二十二号及び第二十九号中「商品の」を削り、同表第三十九号中「規定する商品の」を「規定する」に、「規定する業務として行う商品の」を「規定する業務として行う」に改め、同表第四十号中「同条第二項に規定する」及び「第二百八十六条第一項に規定する」の下に「特定権利の販売又は」を加え、同表第四十四号及び第四十七号中「商品の」を削る。

別表第四の一の項中「行うこと」の下に「（二の項に掲げるものを除く。）」を加え、同表中六の項を七の項とし、五の項を六の項とし、四の項を五の項とし、同表の三の項中「四の項」を「五の項」に改め、同項を同表の四の項とし、同表中二の項を三の項とし、一の項の次に次のように加える。

二　人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え、体重を減じ、又は歯牙を漂白するための医学的処置、手術及びその他の治療を行うこと（美容を目的とするものであつて、主務省令で定める方法によるものに限る。）。	一月	五万円又は契約残額の百分の二十に相当する額のいずれか低い額	二万円

別表第五第四号中「別表第四の六の項」を「別表第四の七の項」に改め、同号を同表第五号とし、同表第三号中「別表第四の五の項」を「別表第四の六の項」に改め、同号ハ中「磁気的方法又は光学的方法」を「電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法」に改め、同号を同表第四号とし、同表第二号中「別表第四の二の項から四の項まで」を「別表第四の三の項から五の項まで」に改め、同号ロ中「磁気的方法又は光学的方法」を「電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法」に改め、同号を同表第三号とし、同表第一号の次に次の一号を加える。

二　別表第四の二の項に掲げる特定継続的役務にあつては、次に掲げる商品

イ　動物及び植物の加工品（一般の飲食の用に供されないものに限る。）であつて、人が摂取するもの

ロ　化粧品